

## ☆補助金交付申請についての留意事項

### ■いくら補助してもらえるの

新規申請団体には上限3万円、継続申請団体には上限2万円を補助しています。

購入するものがすでに決まっており、その見積もり額が「¥15,000」で、それ以外に使用する予定がなければ、「¥15,000」を補助金希望額として申請してください。

### ■補助の対象となる団体は

- ・ メンバーが5人以上いること
- ・ 自主的かつ継続的に小山市内で防犯活動を行っていること
- ・ 月に1回以上防犯パトロールを実施していること

のいずれにも該当する場合は補助の対象団体となりますが、「今は4人だが来月には5人以上になる」や「月に1回以上は行っていないが、春夏秋冬のシーズンごとに2回ずつ実施している」など各団体の活動内容によって当てはまらない場合もあるかと思しますので、その場合は、市民生活安心課までご確認ください。

### ■補助金の手続きはどうしたらいいの

①補助金交付申請書兼請求書②振込口座通帳のコピー③事業計画書④収支予算書を揃えて、市民生活安心課に提出してください。

新規申請の場合は団体の規約及び名簿を提出してください。

青パトのガソリン代を補助金の対象とする場合は、県警察本部から交付された青色防犯パトロールの適正証明書の写し（写真も可）及び青色回転灯を装備した自動車の写真を添付してください。

### ■申請の時期はいつでもいいのですか

例年、第1回受付を概ね4月1日から5月上旬に行っています。その後、書類審査のうえ、交付額決定の通知をお送りし、おおよそ7月上旬に指定口座に交付額を振り込みとなります。

その後も、随時申請を受け付けていますが、申請日から振り込みまでは約2ヶ月後が目安となりますので、ご注意ください。

### ■補助金の交付対象となるものは

この補助金の交付対象経費は、次のとおりです。

- ① 防犯パトロール活動に使用する被服・物品等  
例) ジャンパー、帽子、腕章、タスキ、懐中電灯、ステッカー等の購入経費。
- ② 青色回転灯搭載車によるパトロールに係る経費  
例) 青色回転灯の購入費、周辺機器の購入費、ガソリン代（青パトに限る）

※その他、補助の対象かどうか不明な物品がありましたら、購入前にお問い合わせください。

### ■補助金の交付対象とならないものは

この補助金の交付対象とならない経費は、次のとおりです。

- ・ 防犯パトロール以外にも流用する目的で購入する物品・消耗品の費用
- ・ 物品を購入する際の**送料や手数料**（郵送や振込みでの購入に注意してください。）
- ・ 青パト以外のガソリン代
- ・ 飲食、研修、交通費、謝金に要した経費 など

### ■振込口座は個人の通帳でもいいのか

個人名口座での申請は出来ません。

**団体名と代表者名の口座**をご用意ください。

また、「番号が違っている、口座名義人が違った」などが申請後にわかるケースもありますので、通帳のコピーを補助金交付申請書と一緒に提出してください。

### ■領収書は必要ですか

補助金の実績報告書には、支払った経費の領収書（原本）を添付していただきますが、領収書には、金額、あて名、発行者名、日付、領収内容（何に対する代金を領収したのか）が明記されたものである必要があります。

### ■領収書がないときはどうすればいいですか

領収書がないときは、その代わりに例えば、①銀行振込みの場合は、「金融機関の振込書」と「請求書」、②「クレジットカードを利用した場合、「クレジットカードの利用明細書」と「決裁口座の預金通帳の写し」など、補助対象経費を支払ったことが確認できる書類（いずれも原本を窓口まで持参してください。原本を確認後、複写します）が必要です。

これらの書類が用意できないときは、あらためて領収書の発行を受けてください。

### ■年度に関する注意

この補助金は、会計年度（4月1日から3月31日まで）ごとに、その年度内に行われた事業に対して補助しています。

交付した補助金を次年度に繰り越すことはできません。

### ■防犯パトロール活動に市の職員が参加することはあるの

補助を受けた自主防犯活動団体のパトロールに、市の職員が参加させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

**【詳しくは、事業を開始する前に、小山市市民生活安心課にお尋ねください。】**